

小田原市水道料金等徴収業務委託プロポーザル説明書

小田原市水道料金等徴収業務委託（以下「本委託業務」という。）の実施にあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、参加を希望する場合は、参加申込書に必要書類を添付の上、提出してください。

1 総合的評価

本委託業務の内容は、水道使用契約等の受付から検針、公金たる水道料金等の調定、収納、電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務を総合的に取り扱うものです。また、常に水道使用者である市民に接し、親切丁寧かつ臨機応変な対応や、さらに電算業務に伴う個人情報の保護に対する厳しいセキュリティ体制の確保が必要です。

このように、業務の性質上、本委託業務の受託者には、高度の社会的信頼性及びその維持向上のための真摯な姿勢、本委託業務についての豊富なノウハウと実績、並びに業務に対する積極的かつ創造的な姿勢が求められます。

これらのことから、本業務を行う事業者の選定にあたっては、通常の数額的评价に、技術的評価及び企画提案を加えたプロポーザル方式による総合的評価をもって行います。

2 業務の概要

（１）委託業務名

小田原市水道料金等徴収業務委託

（２）委託業務の内容

- ア 受付業務
- イ 検針業務
- ウ 中止等精算業務
- エ 収納業務
- オ 滞納整理業務
- カ 電子計算機処理業務
- キ 各種統計資料作成業務
- ク 下水道事業に関する業務
- ケ 事務引継ぎ業務
- コ その他付随する業務

3 契約の概要

（１）契約締結

平成29年4月1日

（２）委託契約期間

平成29年4月1日から平成34年9月30日まで

(3) 準備期間

契約締結日から委託業務開始までの期間は準備期間とし、受託者は、自己の責任と負担において電算処理に係る設備及びシステム等の運用管理の準備、検針員等の確保・研修等を行うものとします。

準備期間における受託者の履行責任及び委託契約締結に対する保証等については、優先交渉権者選定後、協議を行うこととします。

(4) 委託業務の開始

平成29年10月1日

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 小田原市の指名競争入札参加資格者名簿に登録された者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出時点において、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (4) 小田原市暴力団排除条例(平成23年12月13日条例第29号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (5) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領(平成2年4月1日制定)に基づく指名停止を受けていない者。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (7) 平成25年度から平成27年度までの間、給水人口15万人以上の水道事業体において、水道使用契約等の受付から検針・水道料金等の調定、収納、電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務を継続して受託した実績がある者。

5 実施方法

(1) 小田原市水道料金等徴収業務事業者選定委員会

本委託業務に関わる各種審査は、小田原市水道料金等徴収業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行います。

選定委員会は、参加事業者から提出された提案書等を総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

(2) 実施日程

プロポーザルによる事業者の選定は、次の日程により実施します。

| 内容 | 実施日 |
|--|---|
| 参加募集の公表 | 平成 28 年 12 月 7 日(水) |
| 参加申込書の提出期限 | 平成 28 年 12 月 21 日(水) 午後 5 時まで |
| 参加資格確認結果通知書、参加要請書及び仕様書送付 | 平成 29 年 1 月 10 日(火) |
| 提案書作成等に必要資料の閲覧期間 | 平成 29 年 1 月 10 日(火)～20 日(金) |
| 提案書作成等に係る質問書の受付期間 | 平成 29 年 1 月 10 日(火)～20 日(金) |
| 提案書作成等に係る質問書に対する回答期限 (電話連絡後、eメールにて送付します。) | 平成 29 年 1 月 26 日(木) |
| 提案書及び見積書の提出期限 (持参により提出してください。) | 平成 29 年 2 月 10 日(金) 午後 5 時まで |
| プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書送付 | 平成 29 年 2 月 13 日(月) |
| プレゼンテーション及びヒアリング (選定委員会による審査) | 平成 29 年 2 月 16 日(木) 平成 29 年 2 月 17 日(金)(予備日) |
| 選定結果の通知 | 平成 29 年 2 月下旬 |
| 契約締結 | 平成 29 年 4 月 1 日(土) |
| 業務開始 | 平成 29 年 10 月 1 日(日) |

日程については、現在の予定であり、進捗状況によっては変更になる場合もあります。

6 参加申込手続き等

(1) 参加申込をされる事業者(以下「参加申込事業者」という。)は、プロポーザル参加申込書(様式第1号)に関係書類を添付の上、提出期限までに提出してください。

(2) 提出書類

ア 会社概要関係書類(任意様式)

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴及び取得認証等が確認できるもの。

イ 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類(任意様式)

ウ 業務受託実績証明書(様式第4号)

エ 業務受託実績を証する契約書の写し

オ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

小田原市暴力団排除条例に基づき、参加申込事業者が暴力団又は暴力団支配法人等でないことを確認するため、提出された情報について神奈川県警察本部に照会します。業務受託実績証明書に記載する項目のうち、「5 収納率」については、プレゼンテーションにおける評価基準の1つになります。

(3) 提出期限

平成 28 年 12 月 21 日(水)午後 5 時まで(必着)

(4) 提出先

小田原市水道局営業課

(5) 提出方法

持参または郵送

(6) 参加資格の通知

参加申込事業者の参加資格の有無は、プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第2号)で通知するとともに、参加資格の認定がされた事業者については、プロポーザル参加要請書(様式第3号)、仕様書及び資料を送付します。

7 資料の閲覧

(1) プロポーザルへの参加申込を行った事業者(以下「参加事業者」という。)は、水道局営業課にて提案書及び見積書(以下「提案書等」という。)の作成に必要な資料を閲覧することができます。

(2) 資料の閲覧期間は、日程表のとおりとします。

8 提案書等の作成に係る質問の受付等

(1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル参加に関する質問書(様式第6号)により質問内容をeメールで提出してください。

(2) 受付期間は、日程表のとおりとします。

(3) 質問に対しては、参加事業者全員に、事前に電話連絡の上、eメールにて回答します。

9 提案書等の提出

(1) 提出期限

平成29年2月10日(金)午後5時まで

(2) 提出場所

小田原市水道局営業課

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による持参とします。

(4) 提出部数

ア 提案書(任意様式)

6部

イ 見積書(任意様式)

1部

ウ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第5号)

1部

エ 受託実績調書(様式第8号)

1部

(5) 提案書の作成方法

- ア 使用する様式は、任意とします。
- イ 日本語を使用するものとします。
- ウ 資料等を含め、A4版両面印刷で50ページ程度までとします。
- エ 事業者の名称の表示は行わないものとします。
- オ 電子媒体での提出は認めません。
- カ 内容及び章立てについては、「11 総合評価の方法」に即したものとしてください。

(6) 見積書(任意様式)

見積金額(消費税及び地方消費税抜き)は、平成29年10月1日から平成34年9月30日までの総額及び各年度の内訳を表示してください。

なお、平成29年度及び平成34年度は6か月分の見積金額となります。

見積書は代表者の記名押印の上、厳重に封かんし、提案書と併せて提出ください。

(7) 参考までに、前回契約期間(平成24年10月1日から平成29年9月30日)における委託料の総額は次のとおりです。

715,200,000円(±調整額)(消費税及び地方消費税抜き)

(8) 受託実績調書(様式第8号)については、プレゼンテーションにおける審査基準の1つとなります。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、選定委員会において、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施していただきます。

(1) 日時及び場所

水道局において、日程表のとおり実施します。開始時間等につきましては、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書(様式第7号)により通知します。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは各参加事業者40分以内とします。プレゼンテーション終了後にヒアリングを行います。

(3) 実施方法

自由形式とします。希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができます。

プレゼンテーションで使用する機器は、参加事業者において用意してください。

(4) プレゼンテーション等の当日、新たな資料等を追加すること、及び別途配布することはできません。

(5) 出席人数は、提案書の内容を熟知している3名までとします。出席者の役職、氏名を、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第5号)により、提案書提出時に担当者へ届け出てください。

1.1 総合評価の方法

プレゼンテーション及びヒアリングでは、提案書の内容について次の基準により評価します。

各基準について各委員が3段階評価をし、得点を合計して委員全員の総合得点を算出します。その総合得点が満点の6割以上であり、かつ最も高い者を優先交渉権者として選定します。

【評価基準】

| 番号 | 内容 |
|----|---------------------------------|
| | 会社概要、財務状況（決算関係書類）業務実績 |
| | 業務体制及び業務執行計画 |
| | 地域貢献 |
| | 窓口業務に関する企画・技術提案 |
| | データ入力業務に関する企画・技術提案 |
| | 検針、調定、及び中止精算業務に関する企画・技術提案 |
| | 収納業務（滞納整理）及び口座振替推進業務に関する企画・技術提案 |
| | 電子計算機処理業務に関する企画・技術提案 |
| | 個人情報保護に関する企画・技術提案 |
| | 防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画・技術提案 |
| | その他上下水道利用者サービス向上のための企画・技術提案 |
| | 収納率の実績 |
| | 見積金額 |

（1）評価のポイント及び提案書等作成にあたっての留意事項

提案書に記載するのは から までの項目ですが、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠及び解析力等を評価します。また、提案内容全体としていかに本市水道料金等徴収業務のサービス向上のために優れた提案がなされているかなどの点も考慮します。また、各項目の審査のポイントとなる点を以下に記しますので、ご理解の上、提案書の作成を行ってください。

会社概要、財務状況（決算関係書類）業務実績

会社概要については、資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴及び取得認証（ISO9001及びISO14001）等が分かる資料を提出してください。

財務状況については、直近2か年の各事業年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）を提出してください。また、自己資本比率及び経営安全率を提示してください。

業務実績については、他市における電算業務を含む一括しての委託業務にどれだけの豊富な実績を持っているかを評価します。受託実績調書（様式第8号）により提出ください。

業務体制及び業務執行計画

- ア 責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置が的確に行われており、各種業務がスムーズに遂行できるか。(業務従事者の配置一覧などを提出ください。)
- イ 各種業務における横断的な情報共有がなされており、検針から納付までの使用者情報が有効活用されているか。
- ウ 急な欠員が発生した場合においても即座に適切に対応ができ得る人員体制が取れているか。
- エ 苦情処理等に関し、どのような(経験年数、能力等)人材を配置できるのか。
- オ 給水停止業務及び開栓業務において、どのような優れた提案があるのか。
- カ 業務従事者に対し、業務に関する研修・教育をどのように行うのか。
- キ 法的対応が必要になった場合に、どのような対応がとれるのか。
- ク 受託者の体制において、検針、収納、滞納整理の各業務をどのような執行計画に基づき行うのか。具体的スケジュール(日次、月次、年次等)が分かる業務スケジュール表及び業務フロー図等を提示してください。
- ケ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。

地域貢献

- ア 業務従事者を地元から採用するなど、本市の雇用促進への貢献が期待できるか。業務受託実績証明事業体における、平成27年度末時点の実績値を提示してください。
- イ 物品や役務の提供を地元業者に発注するなど、地域活性化への優れた提案はあるか。
- ウ 本市行政への協力に関して、優れた提案はあるか。

窓口業務に関する企画・技術提案

- ア 接遇に関して、マニュアルの整備、業務従事者への実務的な研修等が十分に行われ、本委託業務の窓口を担う者としてふさわしい振る舞いが期待できるか。
- イ 現金の收受及び取扱いに際して、正確性、迅速性などが確保されているか。現金管理の流れが分かる業務フロー図等を提示してください。
- ウ 現金の管理方法について安全性が確保されているか。
- エ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。

データ入力業務に関する企画・技術提案

- ア データ入力ミス等の防止に向け、どのように対策しているか。
- イ 入力原票等書類の整理と管理をどのように適正に行うのか。
- ウ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。

検針、調定、及び中止精算業務に関する企画・技術提案

- ア 検針をどのようなハードウェア(ハンディーターミナル等)を使用して行うのか。
- イ 検針の遅れや誤検針の防止対策、検針異常(水量の大幅な増減等)への対応は適切か。
- ウ 検針員の配置や業務管理は適切か。

- エ 転出者が料金未納者とならないよう、適切に中止精算業務を遂行できるか。
- オ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。

収納業務（滞納整理業務）及び口座振替推進業務に関する企画・技術提案

- ア 滞納整理要員として何人の担当者を配置できるのか。
- イ 滞納整理要員として、どのような人材が適切と考えるのか。
- ウ 無届けにより転居した滞納者等の調査をどのような方法で行うのか。
- エ 口座振替制度の普及推進について効果的な方策がとれるか。
- オ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。

電子計算機処理業務に関する企画・技術提案

- ア ハードウェアの設置状況及び管理運営体制は適正か。
- イ 電子計算機取扱いについては、どのような人材（経験年数、能力等）を配置するのか。
- ウ システム及び帳票類の仕様変更が発生した場合の費用負担、改修期間はどのように考えているか。
- エ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。

個人情報保護に関する企画・技術提案

- ア 個人情報保護、情報セキュリティ関連の資格を有しているか。
- イ 営業所等における個人情報の管理体制は適正か。
- ウ 万一、情報漏えいが発生した場合の対策は十分か。
- エ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。

防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画・技術提案

- ア 災害や感染症流行により多数の業務従事者が出勤困難となった場合に業務を継続する体制が整っているか。
- イ 地震等災害及び事故発生時の事業体に対する応援体制が整っているか。
- ウ 災害、システム故障及び業務事故等といった危機管理全般に関し、どのような優れた提案があるか。

その他上下水道利用者サービス向上のための企画・技術提案

その他上下水道利用者サービス向上のための企画・技術提案については、参加事業者がそれぞれの特色と想像力を十分に発揮した企画・提案を自由に行ってください。

収納率の実績

平成25年度から平成27年度までの間、給水人口15万人以上の水道事業体において、水道使用契約等の受付から検針・水道料金等の調定、収納、電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務の受託実績を有し、かつ当該業務委託の実績において高い収納率を確保しているか。

収納率は、平成25年度から平成27年度までの各年度末における収納率（現年度分）の平均値によるものとし、参加申込の際に提出された業務受託実績証明書（様式第4号）の「5 収納率」によって評価します。

収納率の算出方法は、業務受託実績証明書（様式第4号）を参照してください。

見積金額

見積金額によって評価します。

1.2 選定結果の通知

- (1) 優先交渉権者に決定した参加事業者には、プロポーザル選定結果通知書(様式第9号)を送付します。
- (2) 優先交渉権者に選定されなかった参加事業者には、プロポーザル非選定結果通知書(様式第10号)を送付します。
- (3) 審査の結果、選定されなかった参加事業者は、結果通知書到着後15日以内に限り非選定結果について書面により説明を求めることができます。提出方法は、持参、郵送、宅配便で受け付けます。(様式は問いません。)但し、当該参加事業者の合計評価点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求は認めないものとします。

1.3 契約

- (1) 優先交渉権者に選定した参加事業者と協議を行い、協議が整った場合、小田原市水道事業の契約に関する規程(昭和41年3月9日管理規程第10号)に基づく手続きを経て契約を締結します。

なお、協議の際、双方の合意の上、仕様書及び提出した提案書の内容を一部変更する場合があります。
- (2) 優先交渉権者選定後から契約締結までの間に、次に掲げる事項が生じた場合は、プロポーザルにおける最高得点者の直近下位の参加事業者と協議を行うこととします。更に合意に達しない場合は、その直近下位の参加事業者と協議を行うものとします。ただし、いずれの参加事業者も、プロポーザルにおける総合得点が満点の6割以上であることが必要です。
 - ア 契約に関する諸手続きの中で合意に達しない場合
 - イ 会社更生法を申請するなど契約の履行が困難と認められる場合
 - ウ 小田原市条例に違反する等、委託先として適切でないと判断した場合
- (3) 契約の締結は、小田原市議会の予算の議決を要することから、本委託業務の予算が小田原市議会で否決等がされた場合は、契約を締結できません。

この場合、本市は、この契約が成立しないことによる補償は行いません。

1.4 企画・提案等に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を選定委員会が審査し、その取扱いについて決定します。当該参加事業者には、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もあります。

その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、審査を失格とすることもあります。

1 5 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本説明書の内容を遵守することを誓約するものとみなします。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、上記同様に取り扱うこととします。

1 6 その他

参加申込書提出後においても、辞退届（任意様式）を提出することで、いつでも本プロポーザルを途中で辞退することができます。また、参加を辞退された場合でも、これを理由として今後の事業者選定等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

1 7 問い合わせ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 担当（事務局）及び書類提出先

〒250-0296

小田原市高田 401 番地

小田原市水道局 営業課 総務係 担当 岡崎

(2) 電 話 0465-41-1202（直通）

(3) F A X 0465-42-8559

(4) eメールアドレス eigyo@city.odawara.kanagawa.jp

平成 年 月 日

小田原市水道事業
小田原市長 加藤 憲一 宛

申込者
所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

プロポーザル参加申込書

小田原市が実施する水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、「小田原市水道料金等徴収業務委託プロポーザル説明書」に示す参加資格のすべてを満たすとともに、本申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類

- (1) 会社概要関係書類（任意様式）
- (2) 業務受託実績証明書（様式第 4 号）
- (3) 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類（任意様式）
- (4) 業務受託実績を証する契約書の写し
- (5) 国税及び地方税に滞納がないことの証明

2 連絡先

郵便番号 _____
所在地 _____
所属部署 _____
担当者職名・氏名 _____
連絡先電話番号 _____
ファックス番号 _____
e メールアドレス _____

様式第 2 号

平成 年 月 日

様

小田原市水道事業
小田原市長 加藤 憲一

プロポーザル参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、資格確認審査結果を通知します。

記

1 資格確認審査結果 合 ・ 否

平成 年 月 日

様

小田原市水道事業
小田原市長 加藤 憲一

プロポーザル参加要請書

平成 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、下記のとおり貴社へ参加要請しますので、「小田原市水道料金等徴収業務委託プロポーザル説明書」に基づき、提案書及び見積書の作成を進めてください。

なお、辞退届（任意様式）を提出することで、いつでも本プロポーザルを途中で辞退することができます。途中で辞退された場合でも、これを理由として今後の業者選定等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

記

1 提案書等の提出期限及び提出場所

提出期限 平成 29 年 2 月 10 日（金）
午後 5 時まで

提出場所 小田原市高田 4 0 1 番地
小田原市水道局 営業課

提出部数 提案書（任意様式）
6 部

見積書（任意様式）
1 部

プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 5 号）
1 部

受託実績調書（様式第 8 号）
1 部

業務受託実績証明書

- 1 委託事業体名等 _____
- 2 委託業務の内容 _____

- 3 委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 給水人口 _____人(平成28年3月31日現在)
- 5 収納率(収納率については、プロポーザルにおける評価基準の1つになります。)

| 年度 | 年度末調定額 | 年度末収納金 | 収納率 |
|--------|--------|--------|-----|
| 平成27年度 | 円 | 円 | % |
| 平成26年度 | 円 | 円 | % |
| 平成25年度 | 円 | 円 | % |
| 合計 | 円 | 円 | % |

《収納率の算出方法》

- ・年度末調定額
当該年度の3月31日における、4月分から1月分までの調定額
- ・年度末収納金
当該年度の4月1日から3月31日までに収納した水道料金(4月調定分から1月調定分にかかる収納金)
- ・収納率
$$\text{年度末収納金} \div \text{年度末調定額} \times 100 = \text{収納率(小数点以下第3位を四捨五入)}$$

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日 事業体名

代表者名

印

様式第 5 号

平成 年 月 日

小田原市水道事業
小田原市長 加藤 憲一 宛

申込者
所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書

平成 年 月 日付で通知のありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係るプレゼンテーション及びヒアリング参加要請について、出席者を下記のとおり報告します。

記

プレゼンテーション及びヒアリング参加者一覧

| | 所属 | 職名 | 氏名 |
|---|----|----|----|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

様式第 6 号

プロポーザル参加に関する質問書

平成 年 月 日

小田原市水道事業

小田原市長 加藤 憲一 宛

申請者住所_____

名 称_____

担当者名_____

電話番号_____

F A X 番号_____

eメールアドレス_____

小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり質問
します。

| No | 質問項目 | 質問内容 |
|----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

様式第7号

平成 年 月 日

様

小田原市水道事業
小田原市長 加藤 憲一

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書

平成 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルに係るプレゼンテーション及びヒアリングについて、下記のとおり参加を要請します。

記

1 日 時

2 場 所

受託実績調書

電算業務を含む一括しての委託実績を記入してください。

(件数が多い場合は用紙をコピーしてください。)

| | 委託者名 | 委託業務名 | 契約期間 | 給水人口 |
|----|------|-------|-----------------------|------|
| 1 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |
| 2 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |
| 3 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |
| 4 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |
| 5 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |
| 6 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |
| 7 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |
| 8 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |
| 9 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |
| 10 | | | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 人 |

様式第 9 号

平成 年 月 日

様

小田原市水道事業
小田原市長 加藤 憲一

プロポーザル選定結果通知書

平成 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、審査の結果、貴社を優先交渉権者として選定いたしましたので通知いたします。

様式第 10 号

平成 年 月 日

様

小田原市水道事業
小田原市長 加藤 憲一

プロポーザル非選定結果通知書

平成 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、審査の結果、優先交渉権者として選定されませんでしたので通知いたします。